

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）

第8回協議会 会議録要旨

日 時 平成14年11月5日（火）午後4時00分～
場 所 津市役所 大会議室（8F）
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長

議 長 いろいろな前置きは省かせていただきまして、早速、今日の協議会のご相談に入らせていただきます。お手元に事項書が差し上げてございます。それぞれ前回お会いしましてから、11月2日までに住民の皆さん方にお話しをさせていただき、団体としての意志を見つめていこうということで、今日5日になりました。

それぞれの話を伺おうかと思って、事項書2（各市町村の現況について）のようにいたしました。委員の皆さん方、承っておりますと、いろいろとお隣、そのお隣の状況というのは入ってきていらっしゃるようですので、それを順番にお願いするということはやしまして、この項につきましては、特にご意見のお有りの方にお伺いをするということに致します。そして、枠組みにつきまして、一応の考え方をここでまとめまして、その上で12月の議会にそれぞれお願いをしていきます議案のモデル案をご審議をいただきたいなと思います。それでは、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、今お話をいたしました。その後のいろいろの皆さんの団体のお考え、そして今から、特にご意見がなければ、枠組みについてまとめさせていただきます。私がまとめ方を申し上げる前に、なにか発言しておこうということがございましたら、お願い致します。

一志町長 各市町村の現況ということでございますが、少しお願い事がございますので、お聞き取りいただきたいと思います。

私どもでは、住民説明会もすべて終わりました。11月1日に特別委員会を解散致しております。従いまして、全員協議会で対応していくことになりまして、11月1日に開催をいただきました。その時には、賛成多数で11市町村での表明がございました。これは採決を取ったわけではございませんが、意思表示をするということで多数の方がこの地域に入っていこうという意思表示をされて、閉会となったわけでございます。

しかし、その時に私も『津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会』と共に一志郡内の『一志町・嬉野町・美杉村・三雲町合併推進協議会』が立ち

上がっておりまして、それが、11月9日に開催があるということでございます。それに伴いまして、今後これでこの協議会が何ものとはならないと思えますし、4町村のうち一志町は態度を表明できるわけですが、そちらの方も整理をしなくてはなりませんので、枠組みについては進めていただくと結構ですが、少しだけご猶予をおくみいただけないかと、こういうご要望を申し上げたい。

議長 ありがとうございます。一志町長さんのお話は『一志町・嬉野町・美杉村・三雲町合併推進協議会』に入ってらっしゃる皆さんの気持ちと違っていいですか。それとも、一志町さんだけのお気持ちでしょうか。

一志町長 私どもの協議会があって、それぞれ4町村でいけるかいけないか、相談もしてまいりましたので、そういった意味で私どもだけが意思表示してしまいますと、後の皆さん方に大変ご迷惑をかけるかという気持ちで、私の気持ちとして申し上げました。

議長 それでは、他はいかがでございますでしょうか。

美杉村長 私の村では11月1日に住民説明会を終了いたしました。旧村単位で7地区7日間で行ってきました。その後、11月2日以降でございますが、文化祭とか休日等で現在、集約はまだしていないのが状況でございます。

そういう中でただいま、一志町長からもお願いをしていただきましたが、私からも是非お願いしたいと思います。11月9日に4町村の会議が開かれます。そういうことの中で、大変勝手なことを申し上げますけれども、今日の法定協議会の参加につきましては返答を11日まで是非お待ちいただきたい。そのように考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げたいと思います。

議長 お気持ち、よく分かりました。いかがでございますでしょうか。

嬉野町長 今日5日に法定協議会の結論をもって臨めということでしたが、当町では日程的に取れなかったようですが、住民説明会が11月8日までかかります。約半分ほど終わったところでございます。

9日は一志町長さんがおっしゃったように、4町村の協議会を開催する予定をしておりますが、とりわけ8日の説明会が終わらないことには結論が出ないということでございますので、あわせて11日には自治会長57名おりますが、

この組織も十分合併について議論をし、いろいろ整理をされておりますので、この自治会長方々の整理もしないとまちの決定ができないところもあります。

11月11日午後7時から開催する予定でありますので、これを終了するまでお待ちいただきたいと思っております。

法定協議会に参加できるかどうかというのは、その会議が終了次第こちらに一報したいと思っておりますので、ひとつよろしくご理解いただきたいと思っております。

議長 お気持ち、よく分かりました。いかがでございましょうか。

お三方からお話をお伺いしました。今まで、私はいろいろと皆さん方のお話も一志郡の代表の会長さんからもお伺いをしておりまして、そういう話があるのかと思っておりました。今、直接お話を伺いました。それで、皆さん方にお諮り致したいと思えます。こういうことをお伺いしておりましたので、私が口頭で申し上げても、微妙な問題ですので、意志の疎通を欠いてもと思いましたので、メモをまとめました。皆さんにお配りを致します。それを見ていただきまして、私の申し上げていることを理解していただけたらと思えます。

ただ、文章を綺麗に整理してございません、思ったとおりを書きましたので、その点ご承知いただき、ご覧いただきたいと思えます。

〔会長メモ配布〕

ご覧いただいている途中ですが、傍聴の皆様がいらっしゃいますので、読みます。

法定協議会を設けることについて、各団体の議決を12月定例議会にということを進めてきたが、各市町村の現状を伺うとあと2、3日協議などの余裕があったほうが、というご意見もあった。

5日のこの協議会でと、各位のご同意を得てきたこととございますので、その形を崩すのではありませんが、2、3日のことで固執するのも如何かと思うので、今日で法定協議会参加意思確定の団体はこれでまとめたいと思えますが、それができないところは今月11日までに参加か否かを会長にご連絡いただき、参加という団体はなお、加わっていただくということを今日皆さんにご承知をいただきたい。

その結果は直ちに私が皆さん方にご連絡申し上げます。議案準備などを行っていただくということで、改めて、このことにつきましては特別の事が生じない限り、協議会開催は行わないことにご承知をいただきたいということで、今、委員の皆様にお示しをいたしました。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

では、今お伺いしたところ、本日、参加意志の表明ができない団体は一志町

さんと美杉村さんと嬉野町さんです。

一志町長　こちらの協議会でということで表明させていただきます。

議　長　一志町さんは入っていただけますか。はい、分かりました。それでは、美杉村さんと嬉野町さんは11月11日ということで、私はどちらかのご返事をお待ちしております。そして、それを皆さん方に連絡をし、整理させていただきたいと思います。

組み合わせの件は、このようにさせていただきます。

次に、そういうことを踏まえての上であります、上程議案のモデルについてと規約案についてと今後の日程につきまして、事務局からご説明を申し上げます。

事務局長　法定協議会上程議案モデルについてご説明いたします。これは、12月議会に提出するときに付ける議案例です。その時は、次の事項で説明します規約も付けていただきます。

なお、各市町村は、議案例に基づき、各市町村の様式により作成をお願いいたします。

また、議会での議決後、当議案と規約につきましては、議決証明を付けて県への協議会設置の届け出のときに併せて提出しますので宜しくお願いいたします。

続いて、規約案についてご説明いたします。

これは、1月に設置されます法定協議会の規約でございます。先程も説明させていただきましたように、この規約を付けて12月議会に提出をお願いいたします。

規約は、全17条から構成されております。

第1条は協議会の設置であります。地方自治法及び市町村の合併に関する法律に基づいて設置されます。

第2条は協議会の名称であります。津地区合併協議会といたしました。

第3条は協議会の事務であります。(1)合併に係る協議に関すること。(2)市町村建設計画の作成に関すること。(3)その他合併に関し必要な事項です。

第4条は事務所であります。現在の任意協議会を行っているところを事務所としようとするものであります。

第5条は組織であります。会長、副会長と委員で組織します。

第6条は会長及び副会長であります。まず第1項では、会長及び副会長はこ

の11市町村の長が協議して選任することとなっております。第2項は会長の職務、第3項は副会長の職務、第4項は会長及び副会長は非常勤であります。

第7条は委員であります。1号委員は、構成市町村の長です。2号委員は、構成市町村の議会で選出された議員です。3号委員は、現在任意の協議会に参加であります津地方県民局長です。

第8条は会議であります。会議は会長が招集し、または委員の3分の1以上の請求があれば会長が召集しなければなりません。会議の日時場所及び事項はあらかじめ委員に通知を致します。

第9条は会議の運営です。委員の半数以上の出席がなければ開催できません。会議の議長は会長です。また1号委員の市町村長及び2号の議会の委員については代理で出席することができます。その他必要な事項は会長が会議に諮り定めます。

第10条は幹事会であります。協議会に提案する必要な事項を協議、調整する機関です。協議会の幹事は、任意協議会のときは関係部課長のみで構成しましたが、今回は事務事業全般にわたり検討を行わなければなりませんので、助役又は収入役と合併担当部課長で構成いたします。

第11条は事務局であります。協議会に事務局を置き、事務に従事する職員は構成市町村の長が定めた者を充て、必要な事項は会長が別に定めます。

第12条は経費であります。構成市町村が協議して負担します。

第13条は監査であります。この協議会では構成市町村の監査委員のうち2名に協議会に諮り委嘱します。監査の結果は会長に報告します。

第14条は財務に関する事項であります。予算、現金の出納及び財務に関する必要事項は会長が別に定めます。

第15条は報酬及び費用弁償であります。この協議会では首長及び県職員以外は報酬が必要となると思います。額及び支給方法は会議に諮り定めます。

第16条は協議会解散の場合の措置であります。解散した場合の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算をします。

第17条は委任であります。協議会の運営等に必要な事項は別途会長が定めます。

附則でこの規約の施行は平成15年1月1日とします。

今後の日程についてご説明いたします。

10月から翌年の3月までの日程ですが、本日以降の協議会につきましては12月26日5時からセンターパレス5Fにて第9回協議会を開催したいと思います。協議事項は、まちづくり基本計画の最終報告です。及び、任意合併協議会の解散を行い、法定協議会の準備会といたします。

ここでは、14年度の協議会予算と15年度予算(案)をご協議願います。

現在の予定では15年1月15日から17日の間で法定協議会の設立式を予定しております。

引き続き第1回協議会を開催いたしたいのですが、香良洲町議会選挙がございまして、2月18日から21日の間を第1回協議会の予定をしております。協議内容は、4月以降の日程と基本4項目を考えております。今後、4月以降につきましては、協議内容がかなり多いので月2回のペースで協議会を重ねていかなければ16年1月頃を予定しております協定書の調印には間に合わないのではないかと考えております。

第2回協議会は3月27日又は28日を予定しております。協議内容は基本4項目の決定又は方針を決定していただきたいと考えております。またここで各市町村が予算の議決が行われますので、協議会の15年度予算を決定いたしたいと思っております。以上でございます。

議長 今、資料をご覧いただきまして、事務局長より説明を致しました。ご説明の中で、ご協議をいただくのですが、私なりに思ったポイントをお話しておきたいと思っております。

規約の中で、第2条、名称は津地区合併協議会と、こういうふうにご相談を申し上げております。任意の協議会は『津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会』とずいぶん長い名前でしたが、短く、そしてイメージを分かりやすくということで、幹事会を通して等々、それぞれの団体の皆さんには少しご相談を申し上げましたが、『津地区合併協議会』ということでご提案を致しました。

それから、第7条に構成メンバーを書いてございます。(1)の11市町村の長と、(2)の委員から互選されるもの、ということはそれぞれご承知をいただけたと思います。(3)の津地方県民局長というふうにお一人特定で上げてありますが、もちろん県民局長をイメージしておるのですが、学識経験を有するものという表現にしておいて、イメージするとすれば、今、まちづくり基本構想策定委員会をお願いしております委員長さんあたりをとということにすれば、そういう言葉でしておくのかなと、それとも県民局長さんと具体的にしておくのかなという気がいたします。

それから、日程はずいぶんと首長の皆さん、議会の皆さん方にご迷惑をおかけしたと思いますが、12月は結構、皆さんお忙しゅうございまして、なかなか事務局も日が取れなかったと思いますが、私も初めて見まして、12月26日と押し迫ったところをお願いをしております。ずいぶん、この辺もお忙しい時と思いますが、ご承知いただいて、ご参集いただければと思います。

また、他にもいろいろとお気づきの点が、おありかと思っておりますが、しばらく、

規約等ご覧いただき、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

河芸町議会 ちょっと確認させていただきますが、法定協議会に行くということを協議会で決定した日というのは今日になるのか、11月11日になるのかどちらですか。

議長 決定した日というのは、私は今日だと思います。第8回の協議会を開いて今日、決定したということです。

河芸町議会 くだいようですが、会長に9市町村以外の2町村から返答がなかったら、どういう判断をされますか。そんなことはないと思いますし、ご当人を前に、非常に失礼とは思いますが。

議長 もし、お待ちしていて、お答えがなく、また「NO」というお答えであれば、今日のメンバーで出発を致します。

河芸町議会 はい。分かりました。

議長 いかがでございましょうか。大体、お聞きをいただいた事柄だと思いますので、ご承知をいただければ、こういう形で進めさせていただきたいと思いますが、こういうことでよろしゅうございましょうか。

一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

以上が、今日、お忙しい中、皆さんにお諮りをしたい事柄でございました。

それでは、これで終わらせていただきます。12月議会、いろいろとお忙しい中ですが、是非、揃って議案を皆さん方の議会でお認めいただくように首長さんも議会代表の方もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

先月から住民の皆さん方にお話をいただきまして、本当にありがとうございました。いろいろ私は自分の市だけではなく、皆さん方のところの方にもお伺いをしたり、また、当市の方にも来ていただいたりするなど、みなさんのご努力によって合併の問題点をいろいろ知っていただいたかと思ひます。

ありがとうございました。

まだまだ序章でございますので、これからいろいろありますが、よろしくお願ひ致します。

お忙しいところ、ありがとうございました。